

## 【シンポジウム】

# 日米同盟における有事計画と戦争 ——ロシアによるウクライナ侵攻から考える——

板山真弓

### 目次

はじめに

1 1978年「指針」まで——秘密裡の共同計画策定

2 2000年代まで——日本有事，朝鮮半島有事

3 2010年代以降——尖閣有事，台湾有事

おわりに

### はじめに

2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵攻を受けて，日本では脅威認識が高まっている。世論調査において，「ロシアがウクライナに軍事侵攻したことで，日本の安全保障が脅かされる不安を感じますか」という問いに対して，約9割の回答者が「強い」もしくは「ある程度の」不安を感じると答えていることは，このことを端的に示していると言えよう<sup>(1)</sup>。また，このような脅威認識の高まりと共に，日米同盟への不安，すなわち，有事の際に，米国は日本を防衛してくれるのかという懸念も高まっている。その背景には，今回の事態を受けて，核保有国ロシアとの間との戦争を回避する目的から，米国が直接的な介入を行わなかったことがある<sup>(2)</sup>。同様の事態が，核保有国である中国との間で起こった場合に，米国は同じような不介入の意思を示すのではないかという不安である。

このような不安に対応するには，外交，軍事，その他の側面から様々な方策を取る必要があるだろう。とりわけ軍事面に関して言えば，自衛力増強，日米同盟

の強化、そして、同盟国（米国）以外の諸国との防衛協力等の方策が挙げられる。本稿では、上記の日米同盟の強化という方策の中でも、特に共同計画に注目し、議論することにする。その理由は、最近の脅威認識の高まりを受けて、共同計画の重要性が、以前よりも強く認識され、注目されているに至っているからである。

例えば、日米共同計画の重要性について、高橋（2022）は、以下のように説明している<sup>(3)</sup>。

「米国の軍事的支援を信じる究極的な担保は作戦計画の共有です。通常戦力において、日米同盟では、ガイドラインに基づいて共同作戦計画を策定し、日米共同訓練を重ねています。こうした計画の共有と訓練の実施が同盟の実効性と相互の信頼性を高めることとなります。」

すなわち、日米間で共同計画を策定し、それに基づく共同訓練を行うことにより、有事の際に的確に対応する同盟の実効性を高めることができる。また、それは日米相互の信頼を高めることにもつながる。さらには、共同訓練を実施することで、敵対する国に対して有事の際の対応を示すことは、抑止力を高めることにもなる。このように、日米間で共同計画を策定し、それを共有することは、有事の際の米軍による日本防衛を確実にするための重要な方策だと言えるのである。

また、Liff（2022）は、2021年を通じて、多くの専門家が、台湾有事に備えるための日米共同計画が欠如していることを、主要な懸念として提起したとしている<sup>(4)</sup>。このような中、日米両政府も、日米共同計画の策定について言明することが増えた。例えば、2022年1月の日米安全保障協議委員会（2+2）の共同発表に、「緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展を歓迎した」との言及が見られる<sup>(5)</sup>。これは、日米両国が、有事の際の共同対処について定めた共同計画を策定することを明言した発言として注目された。

このように、現在、日米共同計画の重要性が、以前よりも強く認識され、注目されるに至っている。ただし、どのような共同計画が存在するのか、また、それがどのように作成されてきたのかについては、従来、あまり明らかにされ

ることがなかった。また、政府も、この点に関しては、明言を避けてきたところがある。例えば、前述の日米安全保障協議委員会で言及された共同計画の具体的な内容については、その後行われた記者会見の場も含めて、明らかにされることはなかった<sup>(6)</sup>。その第一の理由としては、外交的配慮が挙げられよう。共同計画は、敵国を明確にした上で作成されるものである。よって、それを公にすると、潜在的な敵国を明らかにしてしまうことになり、当該国との関係が悪化する可能性が大きい。第二に、軍事的理由が挙げられよう。もし、その内容を明らかにすると、敵対する勢力に手の内を明かしてしまうことになるため、共同計画は、核の問題と並び、軍事的な情報の中でも機密性が高く、その内容が明らかにされることは少ない。

本稿では、日米同盟における共同計画策定の歴史的経緯を明らかにすることにより、日米同盟における共同計画にはどのようなものが存在してきたのか、また、それはどのように作成されてきたかを示すことにする。それにより、重要でありつつも、これまで必ずしも明らかにされてこなかった日米共同計画に光を当て、それが、ロシアによるウクライナ侵攻により高まった日米同盟や日本の安全保障への不安に対して、どのような意味を持つのかということについて考えることにする。

## 1. 1978年「指針」まで——秘密裡の共同計画策定

まずは、秘密裡に共同計画が策定されていた時期についてである<sup>(7)</sup>。日米間では、1951年に旧日米安保条約が締結されたものの、共同防衛措置に関する条項は含まれなかった<sup>(8)</sup>。また、1952年に結ばれた日米行政協定には、共同防衛措置に関する条項が含まれたものの(24条)、その内容は非常に曖昧なものであった。その背景には、国内政治上の反発を憂慮した日本側の反対が存在した。米国側は、共同防衛措置に関する条項に、有事の際もしくはその恐れがある場合には、米国が任命する司令官(すなわち米軍司令官)の指揮の下に日本の部隊が置かれるとの内容を含めることを主張した<sup>(9)</sup>。これに対して日本側は、

主権の問題から国内政治上の反発を生み出す可能性を理由に反対したのであった<sup>(10)</sup>。それに伴い、共同計画の策定は秘密裡に実施されることになり<sup>(11)</sup>、1955年に連合統合有事計画概要（CJOEP）を初めて策定するに至った<sup>(12)</sup>。CJOEPは、共同計画の概要であり、それに基づき、陸海空自衛隊及び米軍との間で共同計画が策定された。また、CJOEPに基づいた共同演習も実施された。

次に、この時期に作成された共同計画の内容について明らかにする。共同計画そのものについては、この時期（1950年代から1970年代）のものであっても、未だに公開されていないため、関連事項よりその内容を推定することとする。例えば、前述の通り、CJOEPは共同計画の概要であり、それを基にして共同計画が作成されていた。よって、CJOEPより共同計画の内容が推定できる。また、CJOEPに基づく共同図上演習が実施されていたが、この共同図上演習からも、共同計画の内容が推定できよう。

第一に、CJOEPやそれに基づく共同図上演習 FUJI より、日本有事に対応するための共同計画が存在したと推定される。CJOEPは正式名称が「次の12ヶ月における攻撃より日本を防衛するための連合統合概要有事計画」であり、日本有事を対象としたものであった<sup>(13)</sup>。また、1957年に実施された共同図上演習 FUJI で想定されたのは、敵軍が、北海道に侵攻するというシナリオであった<sup>(14)</sup>。1958年に実施された共同図上演習メープル・リーフでは、朝鮮半島有事が日本に波及するシナリオが想定され、敵軍は、主に九州を攻撃するとされた<sup>(15)</sup>。このことより、共同計画においても、このように朝鮮半島有事の波及事態を想定した部分が存在したと考えることができる。さらには、海上自衛隊と米海軍との間に、「箱根（Hakone）」と呼ばれる海域防衛計画が存在した<sup>(16)</sup>。これは、海上自衛隊の対潜戦（ASW）、そして船舶運航統制・保護の責任範囲を規定したものであり、その境界線は「箱根ライン」と呼ばれた。このような内容も共同計画に含まれたと考えられよう。

ちなみに、この時期のCJOEPや共同計画には、日米両政府による公式の承認が存在しなかった。そのため、両政府の行動を必ずしも拘束し得ないという問題が残ったが、それが解決されたのは、1978年の「日米防衛協力のための

指針」の策定によってであった。

## 2. 2000年代まで——日本有事、朝鮮半島有事

「指針」策定後、公式的に自衛隊と米軍との間で共同計画策定が実施されることとなった。まず最初に着手されたのは、日本有事を想定した共同計画の策定であった<sup>(17)</sup>。この計画では、極東ソ連軍が稚内、石狩平野、北方領土より侵攻することが想定され、これに対して自衛隊は、米国から米軍部隊2-3個師団が来援するまでの約2週間の間、防勢作戦を実施するとされた<sup>(18)</sup>。計画は1981年に完成したが、その後修正され、1984年に承認された<sup>(19)</sup>。

次に研究されることとなったのは、極東有事であった<sup>(20)</sup>。1982年に、日本に武力攻撃が及ばない状況における共同対処を研究することが合意されたが、そこで挙げられた検討項目が、有事法制制定や、自衛隊の集団的自衛権の行使につながりかねないとのことより、日本側が消極的な姿勢を取るに至った。そこで、米国側は、日本が個別的自衛権の行使で対処できる内容、すなわち、朝鮮半島有事が日本に波及する事態を想定した内容を検討することを提案し、この想定に基づいた作戦計画を作成した<sup>(21)</sup>。しかし、日本側はそれに応じず、結局、朝鮮半島有事に関する共同計画策定は、1997年に「指針」が見直された後に実施されることになった<sup>(22)</sup>。この作業の結果、2000年代前半に作戦計画が承認された<sup>(23)</sup>。この作戦計画には、米軍人の捜索・救難、在日米軍基地や港湾などの安全確保等、自衛隊による米軍支援の実施に関する内容が盛り込まれた。

上記で示したように、1980年代前半に極東有事計画の作成が進まなかったことを受けて、1988年には、集団的自衛権の行使に抵触しない、新たなシナリオが検討されることになった<sup>(24)</sup>。これは、当時継続していたイラン・イラク戦争のような、中東などで発生した武力紛争に関連して、日本有事が発生するとのシナリオであり、具体的には、紛争当事国の一方を支援するソ連が、他方を支援する米国の兵站基地である在日米軍基地、日本へのシーレーン（海上

交通路）を攻撃すると想定された。また、それまでに検討されていたシーレーン防衛研究（1983年開始、1986年完成）に加えて<sup>(25)</sup>、有事来援研究（1988年開始）<sup>(26)</sup>の成果が盛り込まれた。作業の結果、この研究の成果は、1995年に作戦計画として承認された<sup>(27)</sup>。

### 3. 2010年代以降——尖閣有事，台湾有事

その後、2010年前後に日中間で尖閣問題が顕在化したことを受け、尖閣諸島での有事を想定した共同計画が検討された。2012年には、日本政府による尖閣諸島の国有化を背景として、中国公船による尖閣諸島周辺の領海侵入が激化した<sup>(28)</sup>が、その辺りの時期に、共同計画の研究案の作成が開始されたようである<sup>(28)</sup>。しかし、当時政権を担っていた民主党の野田佳彦政権の退陣により、この時点では作戦計画にはならなかった。

その後、自民党政権が復活し、安倍晋三政権の下で2015年4月に「指針」が見直され、同年11月の日米防衛相会談を受けて、尖閣有事に関する共同計画策定作業が開始されることとなった<sup>(29)</sup>。そのシナリオは、中国の漁業監視船と海上保安庁の巡視船による偶発的な衝突に端を発するものである。そのような事態を受けた中国が、尖閣諸島周辺の海域に多くの漁業監視船を送り込み、海軍の艦艇を展開させ、最終的には空挺部隊を尖閣諸島に上陸させるとの事態が想定された。それに対して自衛隊は、地对艦ミサイルにより中国軍艦をけん制し、海自や空自による対地射撃で敵を制圧し、陸自部隊を尖閣諸島に上陸させる等の対応を実施することとされた<sup>(30)</sup>。日米共同作戦は、自衛隊が主体的に尖閣防衛を行うという前提で策定された。その内容としては、侵攻が行われる前の段階では、中国軍による尖閣諸島への上陸を予防するため、艦艇や航空機による周囲の警備を強化すること、また、武装勢力が上陸した場合には、増援部隊の接近を阻止することで補給路を断つことに加え、上陸した部隊に対しては、空爆などで総攻撃を行い、最終的には、自衛隊と米軍の部隊が上陸し、尖閣諸島を奪還するという内容が想定された<sup>(31)</sup>。

2020年迄には、尖閣有事を想定した共同図上演習が実施され、グレーゾン事態の際の対処が含まれたようである<sup>(32)</sup>。具体的には、グレーゾン事態が発生した際には、尖閣諸島から離れた海域において、自衛隊と米軍が共同演習を実施することで、中国軍の行動を抑止すること等が想定された。この共同図上演習は、共同計画を基礎としたものだと考えられることから、このような内容が含まれた共同計画が、この時期迄に策定されたことが伺える<sup>(33)</sup>。

報道によると、台湾有事を巡る共同計画については、最近まで策定されてこなかった<sup>(34)</sup>。その理由は、米国が中国への配慮から、台湾との間で共同作戦計画を策定してこなかったからである<sup>(35)</sup>。すなわち、台湾との間で共同計画を策定すれば、台湾有事に介入する意思表示となるとの理由より、米国側が実施を控えてきたことがあった。しかし、米国内で台湾有事が現実的な課題として捉えられるようになったことを背景として<sup>(36)</sup>、状況が変化し、2021年12月末までに、自衛隊と米軍との間で共同計画の原案を策定するに至ったとされる<sup>(37)</sup>。この共同計画では、中国と台湾の間で戦闘が発生し、日本政府がそれを「重要影響事態」、すなわち「そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等わが国の平和及び安全に重要な影響を与える事態<sup>(38)</sup>」と認定した際の対応が示されている。この場合、米軍が軍事介入することが想定され、その初動段階において、米海兵隊は自衛隊の支援を受けつつ、南西諸島に臨時の攻撃用軍事拠点を置き、部隊を送る<sup>(39)</sup>。その上で、空母を展開させるべく中国艦艇への攻撃を実施するが、その際に、自衛隊による後方支援（弾薬の提供、燃料補給、輸送等）を受けることとされた。この共同計画には、反撃を避ける目的より、軍事拠点を変えつつ攻撃を継続するとの内容が含まれているが、これは、米海兵隊の「機動展開前進基地作戦（EABO）」を反映したものであった。この共同計画の策定を受けて、その内容を検証するべく、2021年12月に、陸上自衛隊と米海兵隊との間で「レゾリュート・ドラゴン21」訓練が実施された<sup>(40)</sup>。

## おわりに

以上で示したように、日米共同計画は、その時々（想定される）脅威に対処するために、当初は秘密裡ではあったものの、1950年代から策定されてきた。すなわち、日米間での共同計画策定は、最近、始まったものではなく、長年の積み重ねがあるものであり、有事に向けて、長年、準備をしてきたのである。それをどの程度公式化するか、また、政府がどの程度、明示的に言及するかは時代によるが、このような共同計画に基づき、共同訓練・演習が実施されてきたと言える。

その含意としては、次のことが言えよう。ウクライナ戦争によりもたらされた日米同盟への不安、つまり、有事の際、米国は日本を防衛してくれるのかという不安に対しては、日本はその不安に対処するための努力を、長年実施していると言える。また、このことは、日米間の信頼を高め、有事の際、米国が日本を防衛する可能性を高めることにつながっている。

それでは、以上に示した日米同盟における共同計画は、有事に対応する上で十分なものなのだろうか。例えば、台湾有事が発生した場合、尖閣有事や朝鮮半島有事が連鎖的に起こる可能性は十分存在する。そのような複数の有事を絡めた共同計画を策定する必要性もあるのではないか。また、有事の際には政府全体で対応する必要があることより、共同計画作成過程には、外務省と防衛省・自衛隊の代表のみならず、他の省庁、例えば経済産業省や国土交通省などの代表も参加するべきであろうし、政治判断を伴った形で共同計画を策定する必要性もあろう。例えば、有事の際に、どの程度反撃を行うのか、耐え得る被害（死者数、壊滅部隊の規模）はどの程度なのか、休戦へのシナリオはどのようなものなのかは、高度な政治判断を要する内容である<sup>(41)</sup>。有事が起こる前に、このような判断について予め決定しておくことには、大きな意義があると言える。

日本を取り巻く安全保障環境は厳しく、日米共同計画策定を含めた様々な方策により、有事により適切な形で備えることが必須の課題だと考えられる。ロシアによるウクライナ侵攻が起こるような厳しい時代だからこそ、日本の安全



保障について、これ迄以上に真剣に考える必要があるのではないか。本稿が、そのための一つの考える材料になれば幸いである。

## 注

- (1) 『毎日新聞』2022年3月21日。
- (2) 米国によるウクライナへの支援については、Bureau of Political-Military Affairs, “U.S. Security Cooperation with Ukraine: Fact Sheet,” November 23, 2022 (<https://www.state.gov/u-s-security-cooperation-with-ukraine>)。
- (3) 高橋杉雄「ウクライナ侵攻でにわかに関心が高まる『核共有』：日本が導入するための前提条件」, 2022年5月17日 (<https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00809/>)。
- (4) Adam P. Liff, “The U.S.-Japan Alliance and Taiwan,” *Asia Policy*, Volume 17, Number 3, July 2022, p. 157.
- (5) 「日米安全保障協議委員会(2+2)共同発表(仮訳)」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100284738.pdf>)。
- (6) 記者会見については、防衛省「防衛大臣記者会見」(<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2022/0107a.html>)、外務省「林外務大臣会見記録(令和4年1月7日(金曜日)11時19分 於：本省会見室)」([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken24\\_000086.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken24_000086.html))。
- (7) 詳細については、板山真弓『日米同盟における共同防衛体制の成立』ミネルヴァ書房, 2020年。
- (8) 外務省編『日本外交文書—平和条約の締結に関する調書』第2冊, 52-53, 69-70, 185-190, 214-216頁。
- (9) United States Department of State, *Foreign Relations of the United States: 1952-1954. vol. 14, part 2, China and Japan*, U.S. Government Printing Office, 1985, pp.1155-8; 外務省編『日本外交文書—平和条約の締結に関する調書』(『調書』) 外務省, 2002年, 第二冊(IV・V), 222頁。『調書』, 第五冊(VIII), 292頁。
- (10) 『調書』, 第五冊(VIII), 227, 295, 299-303, 307, 329-331, 338-345頁。Message, SCAP Tokyo Japan to Secretary of State, February 8, 1952, RG 341 Entry 335-A Air Force-Plans Project Decimal File, 1942-54, Box 866, National Archives and Records Administration II, College Park, MA (NARA); *FRUS 1952-1954*, vol. 14 part 2, pp. 1122-1126, 1128-1130, 1171-1173, 1175-1179.
- (11) Far East Command, Security Advisory Section –Japan, “Conference Between

- General Watson and Mr. Tatsumi,” July 30, 1952, RG 554 Security Advisory Section, Japan, General Correspondence 1952, Box 4, NARA; Kaufman, “Requirement for Long-Range, Combined US/Japanese Planning to Make Japan Self-Sustaining for Defense Purposes,” July 30, 1952, in “UNC, FEC, G-3 Report for the month of August 1952,” RG 554 MHS, C&SS Reports, 1947-52, Box 366, NARA.
- (12) James M. Gavin to Chief of Staff, U.S. Air Force, “Combined Planning for Defense of Japan,” January 31, 1955, RG 341, AF-P, DF, 1942-54, Box 876, NARA.
- (13) Ibid.
- (14) United States Forces Japan, Japan Defense Agency, “Final Report Exercise FUJI” (1957) , K712.7161-2, 1957, Air Force Historical Research Agency, Montgomery, Alabama (AFHRA) .
- (15) Pacific Air Forces United States Air Force, “History of the Fifth Air Force 1 July – 31 December 1958, Volume I,” K-730.1, Jul-Dec 1958 V.1, AFHRA.
- (16) CINCPACFLT to CNO et al., “Hakone,” December 6, 1968, 5710 International Relations File, Box DOUBLE ZERO 1968, Operational Archives Branch, Naval History and Heritage Command, Washington, D.C.
- (17) National Security Archive, ed., *Japan and the United States: Diplomatic, Security, and Economic Relations, Part II, 1977-1992*, ProQuest Information and Learning, 2004 (*Part II*) , JA00792, JA00794, JA00801; National Security Archive, ed., *Japan and the United States: Diplomatic, Security, and Economic Relations, Part III, 1961-2000*, ProQuest Information and Learning, 2012, JT00282; CINCPAC (Commander in Chief, Pacific), *Command History*, 1980.
- (18) 『朝日新聞』1996年9月2日。
- (19) *Part II*, JA01327. この計画の米軍の作戦計画上のコードネームは、PACOM OPLAN 5051 である (William M. Arkin, “National Security Contingency Plans of the U.S. Government (Supplement to Code Names: Deciphering U.S. Military Plans, Programs, and Operations in the 9/11 World,)” 2005a, p. 38, <https://williamarkin.files.wordpress.com/2012/02/arkins-contingency-plans-of-the-us-government.pdf>)。ちなみに、5000番台のコードネームを持つ計画は、アジア太平洋地域を対象としたものである (William M. Arkin, *Code Names: Deciphering U.S. Military Plans, Programs, and Operations in the 9/11 World*, Steerforth Press, 2005b, p.54)。
- (20) 『朝日新聞』1996年9月2日。
- (21) この計画の米軍内でのコードネームは、PACOM CONPLAN 5052 である (Arkin

- (2005a), p. 38)。
- (22) 朝鮮半島危機時の米国側の共同計画策定に関する考えについては, *Part II*, JA01739.
- (23) 『朝日新聞』2004年12月12日。この計画の米軍内でのコードネームは, PACOM CONPLAN 5055である (Arkin (2005b), p. 54)。
- (24) 『朝日新聞』1996年9月2日。
- (25) シーレーン防衛研究については, *Part II*, JA01023, JA01078, JA01094; *CINCPAC, Command History*, 1982, 1983, 1984.
- (26) *Part II*, JA01566.
- (27) この計画の米軍内でのコードネームは, PACOM 5053である (Arkin (2005a), p. 38)。
- (28) 『朝日新聞』2016年1月24日。
- (29) 『読売新聞』2017年1月6日。
- (30) Ibid.
- (31) 『朝日新聞』2016年1月24日。
- (32) 『産経新聞』2021年6月6日。
- (33) 『読売新聞』2017年1月6日に, 2018年3月までに完成させることを目標としているとの記載が存在する。また, 上述の『産経新聞』記事には, このような共同図上演習は第2次安倍政権時に開始され, 菅政権でも引き継がれているとの記述がある。これらより, 尖閣有事に関する共同計画は, 2018年~2020年辺りに完成したことが伺える。
- (34) 『朝日新聞』2021年6月6日。水面下の動きに関しては, 2020年より共同計画作成が開始され, 関連する図上演習や実動演習も実施されているとのことである (“US and Japan conduct war games amid rising China-Taiwan tensions,” *Financial Times*, June 30, 2021, <https://www.ft.com/content/54b0db59-a403-493e-b715-7b63c9c39093>)
- (35) 『朝日新聞』2007年4月17日。
- (36) 例えば, 2021年3月の上院公聴会において, デービッドソン米インド太平洋軍司令官が, 中国は6年以内に台湾を侵攻する可能性があると言明した (Committee on Armed Services United States Senate, Hearing to Receive Testimony on United States Indo-Pacific Command in Review of the Defense Authorization Request for Fiscal Year 2022 and the Future Years Defense Program, March 9, 2021)。また, 米議会でも台湾海峡有事への対応を求める声は強まっている。

日米同盟における有事計画と戦争（シンポジウム）

- (37) 『東京新聞』2021年12月26日。
- (38) 防衛省編『令和3年度防衛白書』,2021年 ([http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/2021/old/html/n250002000.html#a8](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2021/old/html/n250002000.html#a8))。
- (39) 『東京新聞』2021年12月26日。
- (40) 「領域横断作戦と機動展開前進基地作戦（EABO）を踏まえた連携～レゾリュート・ドラゴン21～」 ([https://www.mod.go.jp/gsdf/news/train/2022/20220208\\_02.html](https://www.mod.go.jp/gsdf/news/train/2022/20220208_02.html))
- (41) 廣中雅之「台湾シナリオと自衛隊の作戦構想」森本敏，小原凡司『台湾有事のシナリオ』ミネルヴァ書房，2022年，158-9頁。